

市内運動施設における施設の制限について

緊急事態宣言の発令に伴う埼玉県からの要請に基づき、市内運動施設の利用を下記のとおり制限させていただきます。(まん延防止等重点措置に伴う制限と同様の内容となります。)

皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

記

《対象施設》

新座市民総合体育館、市営運動場・庭球場、大和田少年サッカー場、学校校庭夜間照明施設（新座中、第三中、第四中、石神小）、新座市総合運動公園野球場

《期 間》

令和3年8月2日（月）から緊急事態宣言終了までの間

《内 容》

- ・午後8時以降のトレーニング室、卓球場等の個人利用の中止
- ・夜間の利用区分（午後8時以降の時間帯を含む利用区分）の利用中止（既に予約済みの利用を含む。）
- ・市外の方の新規登録受付（団体・個人）の中止
- ・市外の方の屋内施設での個人利用の中止

新座市民総合体育館、学校校庭夜間照明施設、新座市民総合運動公園野球場
→夜間の利用区分を中止

市営運動場、大和田少年サッカー場
→19時から21時の利用区分を中止

市営庭球場
→19時30分から20時30分及び20時30分から21時30分の利用区分を中止